

2019年3月1日

各位

岐阜市神田町八丁目26番地
株式会社十六銀行

休眠預金等活用法に関する公告

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、以下のフリーダイヤルまでご照会ください。

事務部内フリーダイヤル 0120-013316

受付時間 月～金曜日 9時～17時（祝日を除く）

1. 対象となる預金等

2009年1月1日から2009年9月30日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2020年3月1日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上